

2021.7.6

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆子ども・子育て会議で今後の中長期的な検討課題等が議論される◆

去る6月18日、子ども・子育て会議（第57回）が開催されました。処遇改善等加算Ⅱの
研修修了要件の必須化時期について、段階的な要件を適用させる案が示されたほか、子ども
子育て支援新制度の施行後5年の見直しに関する対応方針や地方行政からの提案事項に関
する検討・実施状況の報告、幼児教育スタートプラン（仮称）、社会的養育専門委員会で検
討が進められている社会的養育を必要とする子どもへのケア、子どもの数や生産年齢人口
の減少を踏まえた地方の保育等の在り方などが議論されております。

（内閣府 HP）

子ども子育て会議（第57回）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_57/index.html

今回は当事務局で注目した下記【1】～【4】の内容について、補足の解説等とともに
ご案内いたします。

【1】 内閣府所管 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の取扱いについて（案）

研修修了の義務化の時期が検討されておりましたが、それぞれの種別に応じて段階的に受
講要件数を拡大してゆく方針が示されています。詳細は以下の URL よりご参照ください。

<副主任保育士・中核（専門）リーダー等について>

令和5年度（1分野 or15時間以上）→令和6年度（2分野 or30時間以上）

→令和7年度（3分野 or45時間以上）→令和8年度以降（4分野 or60時間以上）

<職務分野別リーダー・若手リーダー>

令和4・5年度（要件を課さない）→令和6年度以降（1分野 or15時間以上）

処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の必須時期の取扱いについて

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_57/pdf/s3.pdf

(事務局よりひとこと)

事務局の柳です。研修受講の修了要件についてご質問をいただくことがありますが、研修修了の分野及び時間数は、職員に配分した金額でなく、法人(園)が発令した辞令によって変わってきます。各園・法人で副主任及び専門リーダー、職務分野別リーダーなどの名称は異なりますが、国の分類である「副主任及び中核(専門)リーダー」と「職務分野別リーダー・若手リーダー」のどちらに該当するかで、上記の研修修了要件の取扱いが変わるということがポイントです。

例えば、1~2万円の配分をする職員がいる場合をイメージしてみましょう。

「人数A」で4万円もしくは5千円以上4万円未満の配分を行った場合、「副主任及び中核(専門)リーダー」の辞令となります。一方で一定の要件を満たしたうえで「人数B」で5千円+上乘せを配分した場合は、「職務分野別リーダー・若手リーダー」の辞令を出すことができます。

後者の「人数B」を活用した方法は非常勤職員や育児休業に伴う時短職員など、一定の月額配分をしたいけれども、研修を受講する時間の確保が難しい場合にお勧めです。なお、主任保育士・主幹教諭にも配分している場合、すでに十分な知識や見識を持っているという前提で当該職員に研修要件は課されません。

【2】 内閣府所管 ICT化に伴う保育所等の業務省略化

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正について」は2021年7月頃を目途として施行される予定となっております。保育所等における書面等の作成・保存等について紙でなく、電子媒体のものでも可能となる必要があるものについて、これまで各自治体の判断で可否が異なっていたものを法令に位置付けることで、保育所等の業務効率化に期待が寄せられます。

この施行時期について、当事務局から内閣府に問い合わせましたが、パブリックコメントの募集後、一部内容の修正が必要となり、差し戻しの検討を進めているとのことでした。改正・施行の時期がわかりましたら、速やかにお知らせいたします。

(内閣府 HP) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令案(概要)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/public_comment/pdf/r030522/gaiyo.pdf

【3】 厚生労働省所管 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討について

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の第2回目が去る6月28日に開催されました。各市町村での必要な保育の維持と確保とともに、待機児童問題の収束後や人口減少後の保育所の設備・機能や保育人材の活用方法、各市町村での保育所等の統廃合・定員規模の縮小、公立保育所・幼稚園の在り方などに関する議論が交わされてゆく予定ですが、各地の事例や先駆的な取組も紹介されていますので、よろしければご参照ください。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第2回目）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19402.html

「子ども子育て支援法及び児童手当法」の一部が改正されましたが、令和4年4月1日より、子ども・子育て支援の提供に係る機関の連携の推進に関する事項を、市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意の記載事項とすることになります。利用者支援事業を含む拠点となる施設の多機能化や法人間の連携など、子どもを中心とした包括支援体制について、今後、市町村が検討を進めることが予想されます。今後の事業展開に影響してくる部分もあろうかと存じますので、上記の検討会と併せて注視が必要です。

子ども子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律の概要

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_57/pdf/ref2.pdf

令和2年度の厚生労働省委託事業として、人口減少地域等における各自治体の取組等に関する報告書がとりまとめられています。人口減少や公立保育所等の人材確保はどの地域でも課題となっていますが、分類区分ごとの課題の分析と考察などが示されるほか、保育所の閉園や規模縮小、公立園の民営化や統廃合など、いくつかの市町村へのヒアリングにて把握した課題とその解決に向けた取組も紹介されています。皆様の地域における今後の保育施策や市町村との協議などにおいて参考となり得る情報ですので、ご興味のある方は下記URLから詳細をご確認ください。

（厚生労働省委託）令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究報告書」

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/life-sciences-health-care/hc/hc-childcare01.pdf>

【4】 文部科学省所管 幼児教育スタートプラン（仮称）について

「幼児教育スタートプラン（仮称）」は経済財政諮問会議で萩生田文科大臣が説明しております。デジタルとリアルな体験を融合した「令和の日本型学校教育」の実現を目指し、“ことばの力、情報を活用する力、探究心といった生活・学習基盤を全ての5歳児に保障する『幼保小の架け橋プログラム』の開発・推進”のほか、“保護者や地域の教育力を引き出すための0歳からの発達支援・子育て家庭への支援の充実”“幼児教育推進体制の強化”“保育人材の確保及び資質能力向上”などを柱とすることや、「施設形態を問わず、5歳の1年間は小学校に上がる前段階として、同じ学びをしていただくことがこれからの義務教育に必要である」といったことを述べています。幼稚園における預かり保育の実態や幼児教育の質の向上の必要性などのデータも公開されていますので、詳細は資料をご確認ください。

「幼児教育スタートプラン」については、現段階では大枠が示されたのみで開始時期や関係省庁との調整等、具体的なロードマップの策定はこれからのようですが、昨今盛んに論じられているこども庁創設の議論と併せて注視が必要となりそうです。

令和3年第6回経済財政諮問会議・萩生田臨時議員提出資料

（子ども子育て会議に提出された資料の元データ）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/0514/shiryo_05.pdf

萩生田光一文部科学大臣記者会見録（令和3年5月25日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00163.html

自民党有志の会 HP 子ども庁の創設に向けて（子どもを真ん中においた社会作りを）

<https://www.child-department.jp/movement>

第二次提言

[https://13c9eb87-5c30-462a-bf45-](https://13c9eb87-5c30-462a-bf45-1415a998a4a9.filesusr.com/ugd/df1fed_d82a23d8e53442bb81eae8a819190eda.pdf)

[1415a998a4a9.filesusr.com/ugd/df1fed_d82a23d8e53442bb81eae8a819190eda.pdf](https://13c9eb87-5c30-462a-bf45-1415a998a4a9.filesusr.com/ugd/df1fed_d82a23d8e53442bb81eae8a819190eda.pdf)

子ども庁 グランドデザイン

[https://13c9eb87-5c30-462a-bf45-](https://13c9eb87-5c30-462a-bf45-1415a998a4a9.filesusr.com/ugd/df1fed_ebfa153189214541b5502a63b0403526.pdf)

[1415a998a4a9.filesusr.com/ugd/df1fed_ebfa153189214541b5502a63b0403526.pdf](https://13c9eb87-5c30-462a-bf45-1415a998a4a9.filesusr.com/ugd/df1fed_ebfa153189214541b5502a63b0403526.pdf)

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail supportdesk@fukushi-hyouka.net

|||||